高齢者虐待防止のための指針

CanCare 訪問看護ステーション

作成日：2026 年 9 月 1 日

【目次】

第 1 条：目的……1
第 2 条：法令等の根拠……1
1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）……1
2. 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準……1
3. 介護保険法……2
4. 個人情報の保護に関する法律……2
5. その他の関係法令・通知等……2
第 3 条：基本方針……2
第 4 条：高齢者虐待の定義……3
1. 身体的虐待……3
2. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）……3
3. 心理的虐待……3
4. 性的虐待……3
5. 経済的虐待……3
第 5 条：高齢者虐待防止検討委員会……3
1. 構成……3
2. 委員長……4
3. 開催……4
4. 検討事項……4
第 6 条：虐待防止担当者……4
第 7 条：職員研修……5
第 8 条：虐待等が発生した場合の対応……5
1. 利用者の安全確保……5
2. 事実確認……5
3. 関係機関との連携……5
第 9 条：養護者による虐待への対応……6
第 10 条：養介護施設従事者等による虐待への対応……6
第 11 条：成年後見制度等の利用支援……6
第 12 条：相談・苦情への対応……6
第 13 条：記録及び個人情報の管理……7
第 14 条：指針の閲覧……7
第 15 条：再発防止……7
第 16 条：指針の見直し……7
【附則】……8

第 1 条：目的

本指針は、CanCare（キャンケア）訪問看護ステーション（以下「当事業所」という。）において、利用者の尊厳及び人格を尊重し、高齢者虐待の防止、早期発見及び適切な対応を図るために必要な事項を定めるものである。

当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援する訪問看護事業所として、利用者の権利擁護を重視し、虐待のない安心できるサービスの提供に努める。

また、当事業所は、緩和ケア、がん看護及び在宅看取りを含む訪問看護を提供する事業所として、終末期にある利用者についても、その人らしさ、意思及び尊厳を最大限尊重する。

第 2 条：法令等の根拠

本指針は、以下の法令、基準及び関係通知等に基づき策定する。

1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援等について定める法律であり、養介護事業者等に対して虐待防止のための措置を講じることを求めている。

特に第 20 条において、養介護事業を行う者は、職員への研修、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備その他、高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされている。

また、第 21 条において、養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等について定められている。

2. 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

（平成 12 年厚生省令第 80 号）

指定訪問看護事業者の人員及び運営に関する基準を定めたものであり、虐待の防止のための措置、運営規程、職員への研修等について定められている。

当事業所は、同基準に基づき、虐待防止のための体制を整備し、必要な措置を講じる。

3. 介護保険法

（平成 9 年法律第 123 号）

介護保険制度に基づく指定訪問看護事業の適正な運営及び利用者への適切なサービス提供を行うため、関係する規定を遵守する。

4. 個人情報の保護に関する法律

（平成 15 年法律第 57 号）

虐待又は虐待が疑われる事案に関する情報を取り扱う際には、利用者及び関係者の個人情報を適切に管理する。

5. その他の関係法令・通知等

その他、老人福祉法、厚生労働省が示す高齢者虐待防止に関する通知、手引き及びその他関係法令等を踏まえ、利用者の権利擁護及び虐待防止に努める。

第 3 条：基本方針

当事業所は、以下を高齢者虐待防止の基本方針とする。

1. 利用者の尊厳及び人格を尊重する。
2. 利用者の意思及び自己決定を尊重する。
3. 利用者の身体的、精神的及び社会的状況を総合的に把握する。
4. 虐待を特別な出来事としてのみ捉えるのではなく、日常のケアの中にある不適切な対応についても検討する。
5. 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、職員個人で抱え込まず、速やかに報告・相談する。
6. 虐待の発生原因を個人の責任だけに帰することなく、組織として原因を分析し、再発防止に努める。
7. 利用者及び家族からの相談・苦情を真摯に受け止める。
8. 市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員、医療機関その他の関係機関と連携する。
9. 必要に応じて成年後見制度その他の権利擁護制度の利用を支援する。
10. 職員自身の心身の状態にも配慮し、不適切なケアや虐待を生じさせない職場環境づくりに努める。

第 4 条：高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法において「高齢者」とは 65 歳以上の者をいい、「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

当事業所では、高齢者虐待防止法に定める以下の行為を虐待として捉え、その防止に努める。

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他、高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第 5 条：高齢者虐待防止検討委員会

当事業所は、高齢者虐待の発生及び再発を防止するため、高齢者虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

1. 構成

委員会は、管理者及び看護職員等をもって構成し、必要に応じてその他の職員を加える。

2. 委員長

委員長は管理者とする。

3. 開催

委員会は、**年 1 回以上**開催する。

また、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合その他必要がある場合は、臨時に開催する。

4. 検討事項

委員会では、以下の事項について検討する。

1. 虐待防止に関する指針及び体制
2. 職員研修
3. 虐待又は虐待が疑われる事案
4. 利用者及び家族からの相談・苦情
5. 身体的拘束その他の不適切なケア
6. 成年後見制度等の利用支援
7. 虐待発生後の原因分析及び再発防止
8. 職員の業務負担及びストレス
9. その他、虐待防止に必要な事項

委員会で検討した内容は、必要に応じて職員へ周知する。

第 6 条：虐待防止担当者

当事業所は、虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者を置く。

虐待防止担当者：管理者　檜垣 明日香

虐待防止担当者は、以下の業務を行う。

1. 委員会の運営
2. 職員研修の企画及び実施
3. 職員からの相談・報告の受付
4. 虐待又は虐待が疑われる事案の把握
5. 必要な関係機関との連絡・調整
6. 再発防止策の検討
7. 記録の管理
8. 本指針等の見直し

第 7 条：職員研修

当事業所は、職員が高齢者虐待防止について必要な知識及び技術を習得し、利用者の権利擁護を実践できるよう、研修を実施する。

1. 虐待防止に関する研修を**年 1 回以上**実施する。
2. 新規採用時に虐待防止に関する研修を実施する。
3. 必要に応じて、身体的拘束、認知症、権利擁護、家族による虐待、終末期・緩和ケア等に関する研修を実施する。
4. 研修の実施日、参加者、内容等を記録し、適切に保管する。

第 8 条：虐待等が発生した場合の対応

虐待又は虐待が疑われる事案を発見した職員は、虐待であるか否かを職員個人で最終的に判断することなく、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告する。

「虐待かもしれない」「少し気になる」「いつもと違う」と感じた段階から、相談・報告することを基本とする。

1. 利用者の安全確保

利用者の生命又は身体に重大な危険がある場合は、安全確保を最優先とし、必要に応じて救急、警察、主治医その他関係機関へ連絡する。

2. 事実確認

事実確認にあたっては、憶測や個人的な評価を避け、日時、場所、利用者の発言、身体・精神状態、確認した事実等を客観的に記録する。

3. 関係機関との連携

事案の内容に応じて、市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員、主治医・医療機関、警察その他の関係機関と連携する。

第 9 条：養護者による虐待への対応

訪問看護では、利用者の居宅を訪問することから、家族等の養護者による虐待を発見する可能性がある。

虐待が疑われる場合は、職員個人で判断・追及することなく、利用者の安全を確認した上で、必要に応じて市町村、地域包括支援センターその他の関係機関へ相談・通報する。

なお、高齢者虐待防止法第 7 条では、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の市町村への通報について定められている。

第 10 条：養介護施設従事者等による虐待への対応

当事業所の職員が利用者に対して虐待を行った、又は虐待を行った疑いがある場合は、管理者及び虐待防止担当者へ速やかに報告する。

事実確認を行い、必要に応じて市町村その他関係機関へ相談・報告するとともに、利用者の安全確保及び権利擁護を最優先として対応する。

虐待を行った職員については、事実確認の結果に基づき、就業規則その他関係規程に従い適切に対応する。

第 11 条：成年後見制度等の利用支援

利用者の判断能力の低下等により、財産管理、契約その他の権利擁護について支援が必要と考えられる場合には、市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員、社会福祉協議会その他の関係機関と連携し、成年後見制度その他の権利擁護制度について情報提供及び利用支援を行う。

第 12 条：相談・苦情への対応

利用者又は家族から、虐待その他の不適切な対応について相談又は苦情があった場合は、これを真摯に受け止め、必要な事実確認を行う。

相談・通報・苦情を行ったことを理由として、利用者、家族又は職員に対して不利益な取扱いを行わない。

第 13 条：記録及び個人情報の管理

虐待又は虐待が疑われる事案に関して作成した記録は、個人情報として適切に管理する。

記録の閲覧及び情報共有は、利用者の安全確保及び適切な対応に必要な範囲に限定し、関係法令及び当事業所の個人情報保護に関する規程に従って取り扱う。

第 14 条：指針の閲覧

本指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、事業所内に備え置く。

また、必要に応じて当事業所のホームページ等に掲載する。

第 15 条：再発防止

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、個人の責任追及のみで終わらせることなく、発生原因を組織として分析し、再発防止策を講じる。

必要に応じて、以下について見直しを行う。

1. ケア方法
2. 職員教育
3. 情報共有方法
4. 訪問体制及び業務分担
5. 職員の業務負担
6. 相談・報告体制
7. 本指針及びマニュアル

第 16 条：指針の見直し

本指針は、関係法令、通知及び制度の改正、事業所の運営状況、虐待等の発生状況その他必要な事項を踏まえ、必要に応じて見直す。

改訂した場合は、職員に周知するとともに、改訂内容を適切に管理する。

【附則】

1. 施行日
 本マニュアルは、2026 年 9 月 1 日より施行する。
2. 改定履歴
 ・2026 年 9 月 1 日　制定
3. 株式会社 HGK
 CanCare（キャンケア）訪問看護ステーション
 管理者：檜垣 明日香